

令和3年2月5日

令和3年1月以降での建設業許可申請・届出等及び 経営事項審査申請における押印の取扱いについて

「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第98号)」が令和3年1月1日から施行され、併せて、「建設業許可事務ガイドラインについて(平成13年4月3日国総建第97号)」の改定がされました。

これらの改正等を受け、令和3年1月以降での本県を申請(届出)先とする建設業許可申請・届出等及び経営事項審査申請における手続きについて、下記のとおりとしますので、お知らせします。

(令和3年1月7日取扱い通知から内容を一部変更しています。変更箇所：
二重線下線部分)

1 建設業許可申請・届出等及び経営事項審査における押印及び署名について

(本人申請の場合)

○法定書類についての押印は不要です。 個人名の記載は記名で差し支えありません。

○従前の法定書類で、「印」の記載があっても、押印せずに提出して頂いて差し支えありません。

※法定書類への押印は不要となったもので、禁止ではありません。このため押印されている場合にあっては従来通り、受け付けます。

(代理申請・代行作成の場合)

○行政書士が書類を作成した場合の行政書士の記名と職印の押印は必要です。

○本人の記名による法定書類についての押印は不要です。

※法定書類への押印は不要となったもので、禁止ではありません。このため押印されている場合にあっては従来通り、受け付けます。

○行政書士が代理人として申請・届出を行う際の委任状については押印不要とします。

◇三重県が許可行政庁として独自に求めている様式については、次の扱いとします。

(建設業許可関係)

・発注証明書、履行証明書については、第3者による証明のため、引き続き、証明者の押印が必要です。

・申立書(理由書)を提出される場合においては、押印に代えて、氏名の

記載は本人の自署によることとします。(この場合も押印によることは差し支えありません。)

- その他、許可行政庁が求める様式における取扱いは申請(届出)先の建設事務所にご確認ください。

(経営事項審査関係)

- 法定外労災災害補償制度加入証明書及び防災協定加入証明書については第三者による証明のため、引き続き、証明者の押印が必要です。

2 解体工事業登録申請・届出及び浄化槽工事業登録申請・届出、特例浄化槽工事業届出における押印及び署名について

○建設業許可申請・届出に準じた取り扱いとします。

- 法定書類についての押印は不要です。個人名の記載は記名で差し支えありません。
- 従前の法定書類で、「印」の記載があっても、押印せずに提出して頂いて差し支えありません。

※法定書類への押印は不要となったもので、禁止ではありません。このため押印されている場合にあっても従来通り、受け付けます。

- 行政書士が書類を作成した場合の行政書士の記名と職印の押印は必要です。

3 窓口等における申請(届出)時での申請者確認

本人以外によるなりすまし防止の観点から、押印が省略されている申請書においては、窓口等における申請(届出)時での申請者確認を行いますので、ご協力をお願い申し上げます。

(窓口における申請(届出)時の確認)

○本人による申請(届出)にあっては、従来から行っております相手方確認をもって、ご本人から申請(届出)がなされたことを確認させていただきます。

○行政書士が代理人として申請(届出)を行う場合にあっては、委任状の確認と行政書士証の提示による相手方確認をもって、代理申請(届出)がなされたことを確認させていただきます。

※経営事項審査申請については審査会場受付にて申請者確認を行います。

(郵送による場合での申請(届出)における確認)

○本人による申請(届出)にあっては、郵送された申請書(届出書)の到着後に、管轄する建設事務所総務課担当者より、申請書の連絡先に記載された担当者の方に向けて電話連絡させて頂き、申請(届出)の事実を確認させていただきます。

○行政書士が代理人として申請(届出)にあっては、郵送された申請書(届出書)に委任状と行政書士証の写しが同封されていることの確認をもって、代理申請(届出)の事実を確認させていただきます。